

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第3回議事録

消費者庁消費者制度課

第3回 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日時：平成26年7月2日（水）14:00～15:45

場所：消費者委員会 大会議室

1．開 会

2．特定適格消費者団体の責務

3．その他

4．閉 会

升田座長 それでは、定刻になりましたようですから、ただいまから第3回になりますが「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。

まず、前回の検討会において御了解いただきました、随時適格消費者団体の実情を伺うため、今回から参考人としてお二人の方の御出席をいただくようお願いしておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

まず、消費者機構日本の専務理事でおられます、磯辺浩一さん。

磯辺参考人 よろしくお願いいいたします。

升田座長 それから、消費者被害防止ネットワーク東海の理事でおられます、伊藤陽児さん。

伊藤参考人 よろしくお願ひします。

升田座長 以上のお二人を参考人として、原則御出席いただくようお願いしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、参考人の御発言につきましては、以前に御検討いただきましたように、私の方から御発言をお願いしたときということをお願いいたしております。よろしくお願ひいたします。

では、議題に入ります前に本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

加納制度課長 きょうお手元にお配りしております資料ですが、資料1、資料2、参考資料という形でお付けをしております。

資料1では、本日は御議論をいただきたいと思っておりますけれども、内容としましては特定適格消費者団体の責務ということございまして、第1として「不当な目的のみだりに」というところ、それから5ページになりますけれども、団体相互の連携協力ということでペーパーを準備しております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。本日の検討会でございますが、日程でお示しておりますとおり、まず法75条に定めます「特定適格消費者団体の責務」を議題としております。

資料につきましては、先ほど配付資料の説明にありましたとおり、第1と第2に分かれておりますが、まずは第1の「不当な目的のみだりに」で、75条の2項の問題でございますけれども、これにつきまして、検討対象の内容の御説明をお願いしたいと思います。

須藤課長補佐 私から、資料1の第1について、御説明申し上げます。

こちらは、立法段階でも様々な立場から御意見をお寄せいただいております、いわゆる濫訴の防止に関するガイドラインです。

特定適格消費者団体は、消費者裁判手続特例法に基づきまして、対象消費者全員の利益のために被害回復関係業務を行うことによって、消費者の財産的被害の回復を図るという役割を担っているわけですがけれども、他方、事業者の立場から見ますと、こ

の手続で被告となるということは、相当多数の消費者の財産的被害をまとめて回復することを求められるということで、通常の訴訟以上に負担が発生することもあり得ます。そこで、法第75条の2項は「特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない」と定めております。

もし、団体がこの法75条の2項に違反した場合には、内閣総理大臣による改善命令、あるいは場合によっては認定取消しの対象となるということもあり得ます。そこで、こういった場合に法第75条第2項に違反したと言えるのかということについて、例を挙げてその考え方を示すというのが第1の部分になります。

なお、この点について、ガイドラインを定めるということは、消費者裁判手続特例法の附則の3条に掲げられているところの趣旨にも応えるものと考えております。

具体的な中身なのですけれども、1ページの四角の囲みの中をごらんいただきたいと思うのですが、法第75条第2項に反する場合は、と の場合を含むということで、例を挙げているところです。

まず、 は、いわゆる図利加害目的で、自己もしくは第三者の利益を図ったり、相手方に損害を加える目的を持って被害回復関係業務を行う場合で、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がないような場合です。

は、訴えが却下されたりあるいは棄却されたりすることが明らか、または、容易に見込まれる場合であるにもかかわらず、特段の根拠もなく、あえて共通義務確認の訴えを提起するといった場合です。

団体が適切に業務を実施している限りは、こういったことは考えにくいことなのかもしれませんが、 や に当たるような行為があった場合には「不当な目的でみだりに」に、該当するのではないかと考えております。

具体的にこういった場面が、 や に当たるのかということなのですけれども、資料の2ページに進んでいただきまして(2)の少し上のところに「例えば」という段落がありますが、これが に当たり得る場面として想定しているものでして、例えば、特定の事業者から頼まれて、この事業者の利益のために、競合他社に対して嫌がらせ目的で共通義務確認の訴えを提起するような場合であるとか、あるいは特定の事業者の評判とか社会的信用を低下させる目的で共通義務確認の訴えを提起する場合、または、対象消費者全員のためではなくて、特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的を持って和解をする場合、こういったものが、 に当たる場面として想定しているところです。

に当たる場面として想定しているものなのですけれども、当然のことながら、結果的に共通義務確認訴訟で敗訴したということだけをもって「不当な目的でみだりに」訴えを提起したといえるわけではなくて、ただ、却下とか棄却されることが明らか、あるいは容易に見込まれるような場合で、しかも団体がこれを知っていたか、または

容易に知り得たという場合であるにもかかわらず、特段の根拠もなく訴えを提起するということがあった場合には「不当な目的のみだりに」訴えを提起したといえると考えているところです。その例としては「例えば」というところで、対象となる製品が限定品などで販売された数量自体がわずかであるということが客観的な資料からわかっているような場合で、相当多数の対象消費者がいなかったということが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠もなく訴えを提起するといった場合が想定できるのではないかと考えております。

(2)の最後の段落、「また」で始まる段落なのですが、これはほかの請求とあわせて、却下・棄却されることが明らか、あるいは容易に見込まれるような請求を客観的に併合するということについて、これも許されないのですということを記載しておりますが、これについては、何か具体的な場面を想定しているというわけではありませんで、ただ、法75条2項の規律というのは訴えの提起の場面だけではなくて、ほかの被害回復関係業務全般に及ぶものですので、その趣旨を明らかにするために記載したものです。

次に、3.のところで「問題となり得る事例」という項目を用意しておりますけれども、ここはいわゆる濫訴防止との関係で主に経済界から、特に懸念を示されていた事例について触れているものになります。

その事例というのは、具体的には、一つは(1)のリコールが実施されている事案で、もう一つは(2)の「瑕疵担保責任」が問題となる事案です。

まず(1)のリコールの点なのですが、リコールが実施されているというだけで、その対象となる製品についての訴えが、すなわち「不当な目的のみだりに」されたものだとは評価されるわけではないと考えているのですが、事業者が例えば誠実にリコールを行ったことによって、消費者の財産的な被害が実際に填補されて、財産的な被害が残っている消費者が相当多数いないという状況に至ることが明らか、あるいは容易に見込まれるにもかかわらず、特段の根拠もなく訴えを提起したという場合は、多数性の要件を欠くことが明らか、あるいは容易に見込まれるにもかかわらず訴えを提起したということになりますので、先ほどの場面に当たるかと考えており、これは「不当な目的のみだりに」されたものと評価されるのではないかと考えています。

次に「瑕疵担保責任」の点なのですが、これは言葉だけだとわかりにくいので、4ページにイメージとなるような図を掲載しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

ここで想定しているのは、例えば何か設計上の問題があるとか、その製品にはおよそ全て瑕疵があるという事案ではなくて、製造過程においてわずかな割合で不可避免的に発生する不良品の事案を想定しているものです。実際に不具合が顕在化して、被害が発生しているということならいいのですが、そうではなくて、外から見てもその製品に瑕疵があるかどうか分からないという消費者についても、共通義務確認

の訴えを提起するという場合を念頭に置いています。

このような場合、型番や製造番号でその対象消費者の範囲を設定したとしても、不良品が製造過程でわずかな割合で発生するというもので、それが外から見てわからないというものですので、その対象消費者が購入した当該製品の全てが不良品というわけではなくて、瑕疵のある製品を購入したのはその中の一部ということになります。そうすると、対象消費者の範囲の中で瑕疵がある人と、瑕疵がない人がいるということで、共通性が認められないということになりますので、訴訟要件を欠くということで、このような場合には却下されるという結論になるのではないかと思います。

あるいはそういったことを防ぐために、例えば対象消費者の範囲を、この製品を購入した消費者のうち、瑕疵のある製品を購入した消費者という設定の仕方をするのも理論上あり得るかと思うのですが、こうした場合も二段階目において、個々の消費者との関係で、瑕疵があるかないのかというところが主要な争点になりまして、こういったところは適切・迅速に判断するというのは難しいと思われまので、そうした場合は支配性がないということで、一段階目の訴えが却下されることがあるのではないかと思います。

こういった場合であるにもかかわらず、その対象消費者の範囲を適切に設定することができないという場合であるのに訴えを提起する、特段の根拠もなく訴えを提起するということになると、これも の一場面として「不当な目的のみだりに」訴えを提起したということに当たるのではないかと考えております。

第1に関する説明は以上です。

升田座長 ありがとうございます。ただいま、御説明いただきました第1の部分ですけれども、1の「意義」と2の「具体的内容」が一般的な事項でありまして、最後に御説明がありました3の「問題となり得る事例」はやや個別的な事例というものを想定しております。

そこで、議論の充実を図るために、最初に1及び2の一般的な事項について、まず御意見等を伺えればと思います。どうぞよろしく願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。この前半の第1の総論部分についてということなのですが、法75条第2項の「不当な目的のみだりに」の意味に関して、冒頭のゴシックで記載されている部分の記述の大きな方向性自体には違和感はございませんし、基本的にはこういう話なのだろうなと思っております。

ただ、前回の適格消費者団体からのヒアリング内容を踏まえる限り、特定適格消費者団体がこういった団体から選ばれるのであれば、資料で例示として挙げられているような不当な提訴がなされることはあまり考えにくいのかなと思っております。以下、気になった点を何点が申し上げたいと思います。

まず、 の図利加害目的の提訴でありますけれども、基本的にそのような性格を持

つ提訴があるとすれば、それが不当であると評価されるべきものであることについては、私も異論はございません。しかし、今お示しいただいた資料1のような書きぶりでは、本来許されるべき訴えの提起に対しても、図利加害目的があるという言いがかかりをつけられかねない問題があるのではないかと危惧をいたしております。

例えば、この現行の差止請求とは異なりまして、本制度では特定適格消費者団体は対象消費者から報酬を受領する形で利益を得ます。また、被告からすれば、今御説明がありましたように、敗訴すれば対象消費者に対して支払義務を負うということで、いわば損害的なものが生じるということで、この点を捉えて、相手方事業者から本制度による訴訟追行が全て図利加害目的であると、言いがかり的なものをつけられる余地を残すことになるのではないかとということをし危惧するわけであります。

もちろん、事務局の方がそういったことを意図されて本資料を作られたものではないということは認識をしておりますけれども、この図利加害目的というものが不当に拡張解釈をされて、特定適格消費者団体の適正な訴権追行に萎縮効果が生じることがないような表現にされてはどうかと思っております。

具体的には、ゴシックの部分の の冒頭に「専ら」という表現を加えていただくか、もしくは途中の「自己若しくは第三者の利益」という表現を、資料の2ページの2行目にありますように、それに平仄合わせる形で「自己若しくは第三者の不当な利益」と修正されたらどうかと考えます。また、これらの目的の有無というのは、あくまで客観的にかつ慎重に判断されるべきものと思っておりますので、その点は確認をしておきたいと思っております。

次に、その2の方なのですけれども、これも例示をされている、不適法却下ないし請求棄却が容易に見込まれるときであるにもかかわらず「特段の根拠もなくあえて」という表現については、基本的な方向性としてはこれも違和感はございませんが、やや曖昧な部分が残る表現ではないかと思っております。

この点に関して「特段の根拠もなく」という文言に加えて「あえて」と付加されておるのは、提訴時における特定適格消費者団体の主観的な認識というものを問題にしていると理解しておりますけれども、これは参考資料にもありますように、一連の不当訴訟に関するこれまでの裁判例における、裁判所の判断というものを参考にされたのではないかと理解しております。

そうだとすれば予測可能性を高める観点からも、解説の2ページの(2)の の2段落目にありますように「特定適格消費者団体が、これを知りながらあるいは、容易に知り得たにもかかわらず、特段の根拠もなく」訴えを提起したという、この具体的な表現をガイドラインに盛り込まれた方がいいのではないかという形を考えております。

また、これは後半の方で申し上げた方がいいのかもしれませんが、こういった特定適格消費者団体の主観的な印象を判断するに当たっては、当該団体の有した客観的な

根拠に関する認識だけではなくて、提訴に至るまでの事業者との間の交渉経緯等についても考慮がされるべきではないかということをお願いしておきたいと思っております。

これから、3番の具体的な事例の議論に入ってくる部分があるのですが、そのときに申し上げた方がよろしいでしょうか。

升田座長 はい。

大高委員 一応、そういう議論があり得るということだけを指摘しておきまして、詳しい話は後半の方で申し上げたいと思っております。

升田座長 そのほか、いかがでございましょう。どうぞ、澤委員。

澤委員 ありがとうございます。まず、今回の法75条第2項なのですが、こちらは確認規定というわけではなくて、特定適格消費者団体の公益性や専門性というものに鑑みて、義務を課したものだとして認識しております。

参考資料でまとめていただいた「不当な訴え提起に関する裁判例のまとめ」は一般の民間の人たちでも不当になるという事例であって、この人たちよりも専門性や公益性を有する特定適格消費者団体には、もう少し高度な義務というものが負わされるべきです。

その上で、の方で「容易に見込まれる」場合があるのですが、参考資料の方の判例でいえば「通常人であれば容易に」知り得たということになっています。この「通常人」というところはあえて書いていないのだと思っておりますけれども、ここを書かないだけではなくて、その公益性や専門性に鑑みて高度な義務を負うということを明記されてはいかがかと思っております。

これは、もちろん訴えた場合に既判力がほかの特定適格消費者団体にも及ぶこととなりますので、そういう意味でも高度な義務というのは負うべきではないかと考えております。

それに関連してなのですが、この と はあくまでも例示として今あるものを出されたという認識ではありますが、その公益的、専門的な性質というものを明らかにするために、 でキャッチオールとして公益性や専門性に鑑みて「不当な目的のみだりに」やってはならない、というものを加えてはいかがかと思っております。

あと、もう一点は の方の具体例のところ、和解の話が少し出ていますが、基本的にはその高度な専門性と公益性に鑑みて、十分な検討に裏打ちされた上で訴訟に臨むべきではないかと思っております。

そういう意味では、十分な検討をせずに、和解狙いで訴えるということがあってはならないのかなと思っております。先ほど大高先生の方からも御指摘がありましたけれども、従前の経緯だったりとかというのは十分に考慮されて、これを判断されるべきではないかと思っております。

後半で、また申し上げたいことがありますけれども、とりあえずは以上です。

升田座長 そのほかの方、いかがでございましょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 ありがとうございます。この「不当な目的でみだりに」という部分について、こういう指針で考え方を示していただくことは、事業者にとっても非常に大切なことだと考えております。今回このような形でわかりやすく示す努力をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

若干、ほかの委員の方の指摘と重なる部分もあるかもしれませんが、事業者としてはその訴訟を提起されるだけで信用が傷つくということがございますので、その根拠の確認というのは非常に重要になってまいります。

そうしますと、訴えを提起するに足るだけの根拠があるのかどうか、あるいは事業者のほうで何らかの自主的な対応をしていて、いずれもしかしたら、却下もしくは棄却されることが明らかである場合には、訴訟を起こされないということが非常に大事になってまいります。

具体的に申し上げますと「特段の根拠もなく」ということの方針として、例えば、まず、事前にその相手方事業者に対して、こういう事実があるのだけれども、これについて本当に認識していますかという事実確認をしたり、あるいは消費者の方からの申出に基づいて、事業者の側に何らかの自主的な対応をしているのかどうかということについて、事業者側に事実確認をすることが必要になると存じます。それによって、わざわざ訴訟を起こすまでもなく救済が可能であることが見込まれるということは多分明らかになってくることもあると思います。「特段の根拠もなくあえて訴えを提起する場合」の中に含まれる例として、相手方事業者に事実確認を怠っている場合ですとか、相手方の事業者の自主的な対応について十分な連携をしなかった場合とかということなどを例として入れていただけたらと思っております。以上です。

升田座長 そのほかの方、いかがでございましょうか。相当広範囲な御意見が出ておると思いますし、網羅的で、ほかの方が手を挙げようとして躊躇されていると思いませんけれども、多分もう大分それぞれの方の御意見を反映された部分が出ていますかと思いますが、この辺りで一度事務局に、どういう具合に考えていくべきかというのを聞いてみたいと思いますがいかがでしょうか。

加納制度課長 いろいろと御指摘をいただきましたので、また工夫をしていきたいと思いますが、今、大高委員、澤委員、和田委員からの御指摘で、お答えできる範囲で順次事務局なりに整理をさせていただければと思います。

まず大高委員が冒頭おっしゃった の図利加害目的で、報酬を支払うとか、損害賠償の履行としてその金銭を受領するというか、それらが直ちにこの「不当な目的でみだりに」に当たるものではないというのはそのとおりだと思います。

それで、字句の修正を最終的にどういう帰着にさせるのかという点は、さらに検討したいと思いますが、その「専ら」という文言と「自己若しくは第三者の利益」を「不当な」というところは、恐縮ですけれども、あっていいかと個人的な感想で思いますが、よく考える必要があるかとは思いますが。

といたしますのは、結局主観目的はいろいろあって、それが併存的にあるということもあり得るのではないかと思うところではございまして、結局この「不当な目的のみだり」という75条2項の該当性といいたしますのは、いろいろな要素を考慮して最終的にどういう要素が強いかというところで判断するのではないかと思いますので、「専ら」としますと絞り過ぎかなという印象は受けますけれども、この辺はまたほかの委員の御意見ももしいただければ、それも踏まえつつ考えたいと思います。

それから、の方で「あえて」と書いていますのは、そういった状況について認識し、または認識し得たというところを意識しておりますので、根拠を欠くということについて、どれだけ認識していたかあるいは認識し得たかというところで、私どもたちは考えておまして、それは参考資料でお付けしているような、これまでの、いわゆる濫訴に関する裁判例ないしは判例の考え方というのを、基本的には踏襲しながら考えていくのが枠組みとしては一番きちりしているだろうと思います。

その関連で、澤委員から75条2項は確認規定ではなく、特段のこの制度に基づく位置付けではないのかというのは、基本的にはそのように考えておまして、これはいわゆる濫訴という民事の話で構築されたものとは別に、行政規制として75条2項を位置付けているという点ではそのとおりでございますが、では、具体的にどういった場合がこの「不当な目的のみだりに」あるいは濫訴に当たるのかということにつきましては、やはり安定的にこの制度を運用する必要がございますので、今までの裁判例や判例の考え方というのを基本的には踏襲しつつ、あとはこの制度独自の観点をどこまで盛り込むかという考え方ではないかと思えます。

それで、大高委員の御指摘に戻りますけれども、交渉経緯についても検討するというのはあってもよいのではないかと、これも個人的な感想も入ってしまいますけれども、和田委員からも似たような御指摘があったかと思えますが、要するに事前に事業者とどういうやり取りがあったのかというところは、一つの判断材料にはなるのではないかと思いますので、そこは工夫をしてみたいと思いました。

他方で、和田委員がおっしゃった事実関係の確認などを怠った場合ということのどこまで書けるかという点につきましては、確認をすべき状況にあったということも要素として必要になるかもしれないという印象は受けましたので、その点はまた工夫をしていきたいと思えます。

あと澤委員がおっしゃった、いわゆるキャッチオールの考え方で、として、新たに指針を示すというところではございまして、ここは何かバスケットクローズみたいな形で設けられればという御指摘かなという印象を抱きましたが、このとはある程度一般条項的な、もともと75条2項自体が一般条項みたいになっておまして、それをどこまで具体的に指針として示せるかという形で検討しておりますので、できれば具体的な書き方を追求するという形で努力していきたいと思っております。

升田座長 御承知のとおり、本日に何もここで取りまとめがまとまるという趣旨ではあ

りませんで、できるだけ多くの方の御意見をいただきながら、取りまとめに向けて議論をできるだけ集中していきたいという趣旨ですので、できるだけ多くの方の御意見を伺いたいと思いますので、別に遮断するつもりはありませんけれども、先ほどの御意見のなかった方で何かございましたらお願いしたいと思います。

特段の御意見がないようでしたら、せっかく参考人もおいでですので、お二人の方でただいまの議論について、何か感想あるいは御意見でもありましたら、お願いしたいと思います。

突然の指名ですのであれなのですけれども、最後にもう一度、お伺いする機会があると思いますので、またそのときにでも伺えればと思います。

それでは、最初の第1の1及び2につきましては、ただいまの御意見を伺ったということで次に進みたいと思います。3の「問題となり得る事例」も含めて、御意見・御議論がありましたらお願いしたいと思います。では、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。この資料1の方では、2つの事例が参考としてリコールの事案と「瑕疵担保責任」の事案が掲げられております。この事案を見まして思うのは、先ほど前半の最後に申し上げましたように不当訴訟であるかどうかを判断するに当たっては、単純に団体が提訴時に持っていた客観的な根拠についての認識だけではなくて、提訴に至るまでの事業者との交渉経緯というの、十分考慮要素の一つとして検討されるべきではないかと感じている次第です。

先ほど、澤委員か和田委員でしたか、具体的に事実確認をしなければいけないのではないかという議論もありましたけれども、むしろ、例えば最初の「瑕疵担保責任」の話に関して見てみますと、ここでは一定のロットの製品の中で一部だけが瑕疵があったという事例をベースに議論がされておりますが、この議論の前提となる共通性とか、支配性の解釈の議論については一般論として大きな違和感はないわけですが、結果として、そのロットの一部の製品にだけ瑕疵があった事情というのは、あらかじめ事業者から適切な説明が得られない限りは、事前に特定適格消費者団体としてこれを把握するというのはなかなか難しい場合が多いのではないかと思うわけです。

今この4ページで挙げられている例は、瑕疵がある製品が絶対数で少ないイメージの事案が掲げられておりますけれども、瑕疵があった個数自体が多数性を満たすような、例えば100個とか200個という一定数の被害事例があった事例で、そういう事実を特定適格消費者団体が把握をして、事業者に対して申し出をしたけれども、事業者からその適切な情報提供などといった誠意ある対応がなされなかったために、これだけ被害が生じているのだからということ、やむを得ず提訴をしたのだが、その提訴後に事業者から、実はこれは多数のうちの一部なのですよという事実を主張されて、結果的には共通性もしくは支配性を欠くということがわかった事案を想定した場合に、こういった提訴が団体の不当訴訟と評価するのはいかなるものかと思っております。

こういう意味で、先ほどの和田委員の御発言では、むしろ事業者が適切に対応して

いたのに提訴された場合というものを御指摘いただいておりますけれども、むしろ逆に事業者の方が適切な対応を提訴前にしなかった、していなかったという点は逆の意味で考慮の一つの事情として検討されるべきではないかと思っております。むしろ逆にこういったことが適切に考慮されないと、特定適格消費者団体の提訴に対する不適切な萎縮効果というものを生じさせるのではないかと思います。

話は前後しますが、そのリコールの話についても、念のために一言申し上げておきたいと思っております。

一般論として、適切かつ十分なリコールというものが事業者によってされていて、本制度の対象となり得る損害の填補というものが、現実になされる十分な見込みがある場合にもかかわらず、あえて提訴をするということは通常は適切とはいえないだろうと思っております。ただ、これはあくまで事業者によってなされているリコールというものが適切な内容であって、かつ十分になされる見込みがある場合に、初めて正当化される議論だということは念のために確認しておきたいと思っております。

いかに、リコールと称されるような取組みを事業者がしていたとしても、その内容が客観的に見て非常に不十分であるとか、もしくは対象となる消費者に対して非常に不十分な告知しかしていなくて、そのリコールへの申出自体がほとんど期待できないという場合には、より適切な損害の填補もしくは現実に損害に填補がなされることを求めて、あえて特定適格消費者団体が提訴するということは、決して「不当な目的のみだりに」と評価されるべきでないものと考えております。これもいわば事前の交渉で、そういったリコールの事情が明らかになるかどうかということは、もちろん関係すると思っておりますけれども、そういった観点も踏まえてこの点を確認しておきたいと思っております。

升田座長 そのほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 ありがとうございます。まず、このリコールの点と「瑕疵担保責任」について、こちらに非常に適切に御説明をいただいていることで、かなり事業者の側の不安は払拭されるような印象を持っておりますけれども、一部念のために確認的に発言させていただきたいと思っております。

まず、リコールというものについて、法令に基づく場合だけではなく事業者の判断で任意に行っているものも含めていただいたことは非常にありがたいと思っております。所管省庁が監督する法定のリコール以外の自主的な取組みを、いろいろな事業者がそれぞれ何か自分たちの商品・役務に不具合があった場合には対応していることも多くございますので、そういった自主的な対応を適切に把握いただくことは大変ありがたいことだと思っております。

その中で、特に法定リコールについていえば、それぞれの所管省庁の方でそのリコールについて、きちんと実施されることを監督して、担保する仕組みが既にございます。実際にそのリコールの実施によって、消費者の財産的被害等が填補されるという

ところまで、恐らく確実にたどり着くことが容易に想定されますので、法定リコールの場合はなおさらのこと、「特段の根拠もなくあえて訴えを提起」したものと見込まれる可能性が高いと認識しております。

先ほど、大高委員の方から事業者側からの適切な情報提供がなければ、多数性の要件を欠くことを認識できないという御指摘はおっしゃるとおりだと思っておりますが、事業者側も訴訟をそもそも起こしてもらいたくないというのが通常の事業者の判断だと思いますので、きちんとその辺りについては消費者団体に御説明をすることが重要です。不具合があくまでも確率的に非常に低いパーセンテージで起きている、例えば、たまたま何十万個大量生産した中不具合の絶対数としては100件、200件と不具合の発生が確率的に非常に低い場合であっても、事業者側が訴訟を起こしてもらいたくなければ、適切な情報の提供については誠実に対応するのが当然あるべき姿だと思っております。

その点については、当然事業者側に適切な情報提供をするということが前提になるかと思えます。個別の事柄や経緯について説明した、しないというのが水かけ論的になると生産的でないと思えますので、その辺りの経緯については適切に消費者団体の側も、事業者の側も誠実に情報提供して対応することは大事なことかと思っております。以上でございます。

升田座長 そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 ありがとうございます。まず、ごく形式的な部分なのですが、この3.の「問題となり得る事例」と書いてあるのは具体例なのかと思うのです。その2.のところの中の(1)や(2)の最後に「例えば」とあって、ここの「例えば」の事例も具体例ですので、これと3.が何か違うのかと。3.のところは、もしかしたら結論が分かれ得るところで特出ししているのかもしれないのですが、2.の「例えば」のところも結論が分かれ得る可能性はあるかと思えますので、まとめて記載した方がよろしいのではないのかという形式的なお話です。

升田座長 その点だけよろしいですか。非常に形式的なことですのであれですが、先ほどの説明では3の方は、事業者団体の方から要望のあった事例ということで、あえて記載したという前提でお話があったと思えますけれども、確認のために事務局の方からお願いします。

加納制度課長 経済界からの御指摘というのもさることながら、リコールとか瑕疵担保について、考え方をある程度整理しておかないと、最終的に「不当な目的のみだりに」と帰着させるにしましても、それがなぜ不当なのかというと、例えば多数性であるとか、共通性を欠くとかというそれなりの理由がそれぞれありますので、ここは敷衍して書いております。

最終的なガイドラインは、委員の御議論を踏まえてということなのですが、私としては、リコールとか瑕疵担保についてはガイドラインの中でも何らかの形で位

置付けておくというのがわかりやすいのではないかと考えておりますので、例えば先ほどの「例えば」というところに書くというのでもいいのかもしれませんが、別立てして書くということもあり得るのではないかと考えております。

升田座長 それでは、そのほかの御意見をお願いします。

澤委員 今、形式的なところを申し上げたのは、これの場所が違うから考え方が違うのだということではないことを確認させていただきたかったということです。

あと、ここに書いてあること以外の事例なのですけれども、一つ思っているのが、例えば、現在の制度では、ほかの特定適格消費者団体が訴えているというところに、そこから別の団体がその訴えを提起することも可能だと認識しております。

そうすると、例えば、訴えが提起されたことがわかった後に、その時点から別の特定適格消費者団体が検討を始めて、重複して訴えるということが起こり得るのかなと考えています。というのは、特定適格消費者団体は、訴えを提起することによって、活動原資になる報酬を得られるということになりますので、後から訴えを提起することも十分にあり得ると思います。そういったフリーライダーは、基本的には適当でないと思っておりますが、そういったところも御記載いただいてもいいのかなと考えております。

あと、これも記載されていない話ではあるのですが、基本的には多数性の確認とか、そういった部分について、全く情報がない中で訴えるということは、特定適格消費者団体の専門的な、公益的な性質から考えると、適当でないのかなと考えております。委任状ではないのですけれども、消費者の意図から離れたところで訴訟が起こってしまうのもよくないのではないかと。そういう意味で、消費者の意図みたいなものも酌んで訴えるということに記載してはどうかと思います。以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 ありがとうございます。問題点のある事例に関して、先ほどに戻ってしまうのですけれども、「みだり」とか「あえて」とか表現のところがとても不明だなとつくづく思っていて、それに基づいている「例えば」という表記はあるのですが、なかなかわかりにくい。もう少しその補足が要るのだろうと最初の部分は思っております。

3番目の「問題となり得る事例」の、リコールのところなのですが、これは消費者の立場から、またいろいろ相談を受けている立場から考えると、本当にどこまで事業者がしっかりリコール情報を出しているのかどうか、というのは不明ではないかと思えます。

本当はなかなかわかりにくい部分があるかと思っておりますので、その辺のところはもう少しガイドライン等でもどこまで決めていくのかなのですが、しっかりと事例も含めて具体的な部分で、書き込んでいただきたいと思います。

あと、この「瑕疵担保責任」のところもそうなのですが、ここに書いていることは

わかるのですけれども、しかしこれがなぜ「あえて」に当たるのかどうかとか、その辺のところ少し疑問に思った次第です。以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょう。渡部委員、どうぞ。

渡部委員 ありがとうございます。先ほどの点や、1、2と関係するところもあると思われませんが、今、三木委員からわかりにくいのではないかとといったような御発言がありましたけれども、「不当な目的のみだりに」といった場合には「不当な目的」というのと「みだりに」という二つの要素が恐らく入っていて、これをどう考えるかという問題が出てくるのであろうと思われまます。

の場合には図利加害目的という、その目的の不当性という主観的認識がかなり強く出てきているわけですが、の場合だと、そういった主観的な図利加害目的のようなものとはまた違った認識が問題になりまして、そのあたりの主観的な要件と申しますか、主観的な認識の濃淡がいまひとつわかりにくいのが一つの原因ではないでしょうかと思われまます。それを相関的に考えるのだということを、何となくどこかでわかるようにしていただければいいのではないかと思います。

また「問題となり得る事例」については、の場合が特に出てきておりますけれども、の場合の主観的な認識というのは、特に結局のところ、多数性とか支配性、共通性の要件が立つという見通しがあるかどうかとの問題に解消されるのではないかと思います。

そうしますと交渉経緯がどうだったかという点はかなり関係してくると思われまますので、その辺りもガイドラインの中に盛り込んでいただいた方がわかりやすいのではないのでしょうか。

形式的な位置付けについては、恐らく特に事業者の方々が心配されているのがこのリコールの事例や瑕疵担保の事例であるということであれば、このような書き方であえて項目を分けて強調するというのも、それは一つの案ではないかと考えまます。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、榎本委員。

榎本委員 先ほど、たしか和田委員が御発言されたと思ったのですが、リコールのところに「任意」を入れていただいたということは、我々は小規模事業者の団体なので非常にありがたいと思っておる一方で、訴えの提起がされた時点で、私どもの会員は商圏が狭い事業者が多いものですから、仮に公表はその場でされなかったとしても、その提起がされたということがじわじわ広がっていけば、その時点で商売がアウトになるという特有の事情を抱えております。

その中で、前回のお話を聞いていると、こういった危惧もある意味で杞憂に終わるかもしれませんが、仮に訴えの却下ないし棄却が繰り返されるようなことになったら、一部特定認定の取消しだとかあるいは、改善命令もしっかりと行っていただくということも、事業者の立場からすると、そこはしっかりとした監督をしていただきたいということも含めて、発言をしておきたいと思っております。以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 私も、リコールのところで一つだけ引っかかるところがあるのですけれども、ここは先ほどの御説明の中で、事業者の方が懸念をしているということで、この二つを取り上げてありますが、ガイドラインになった場合には特定適格消費者団体もこのガイドラインに沿って訴えを起こすかどうかとかを判断するわけですし、2ページの終わりから3ページの頭の2行にかけてなのですから「当該リコールの対象に関する共通義務確認の訴えが」云々とありますよね。「提起されたものと評価されるわけではない」というところの書きぶりが少しわかりにくいかなと思うのですけれども、特定適格消費者団体にしてみれば、そのこのところをもう少し何か表現といいますか、わかればと思います。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。大河内委員、いいですか、どうぞ。

大河内委員 小浦さんとほとんど同じなのですから、今御心配の自主的リコールについても、あまり何回も提起されたりするようなことを懸念があるとおっしゃっていらっしゃるかもしれませんが、その特定適格消費者団体の前の適格消費者団体に前回ヒアリングをしたときお聞きしたとおり、そこに至る、認定のハードルがそもそも大変高いものになっていますから、先ほどから出ているそれまでの交渉などを経て、そして提訴に至るということをお考えすると、あまり何回も不当な提訴が行われてしまうという心配は、全くないのではないかとということや、それでもなおかつ提訴をするということであれば、その事業の方もかなり見直さなければいけないものであると消費者の方からは思いますので、その辺をはっきり書いてあるのは問題がないのではないかと思います。

升田座長 ほぼ御意見をいただきましたけれども、先ほど予告しておりましたが、参考人の方から、ただいまの御意見等を聞かれて何か御意見あるいは発言がございましたら、お願いしたいと思っております。では、伊藤参考人、どうぞ。

伊藤参考人 伊藤です。まず、事前の交渉の経緯です。一応、先ほどの1、2の方になってくるかもしれませんが、事前の交渉をして適切な提訴をすることは、団体としても当然心がけるべきことだと思っております。

ただ、事業者との話し合いなり交渉をしている過程で、やはり適切な時期に賠償、損害の填補を得る必要があるところ、その時期を逃してしまうおそれもあります。そこはやはり交渉の内容が適切なものかどうかということが絡んできますので、このガイドラインで、必ず交渉を事前にしなければいけないというニュアンスになってしまいますと、判断が難しくなって曖昧で抽象的なものになってしまいますので、団体としては、躊躇するところがあります。

あと仮差押えなどもする必要が出てくるとすれば、事業者との話を事前にしないといけないことに一律になってしまうと、財産の散逸を防ぐための制度である仮差押えが機能しなくなってしまうこともありますので、その辺りも考慮していただければと

思いました。以上です。

升田座長 磯辺参考人、いかがですか。

磯辺参考人 ほぼ同様の意見ですけれども、特定適格消費者団体としてきちんとした根拠を持って提訴をしているかどうかということが一義的に問われるということだと思えます。

その根拠の背景の一つとして、事業者との交渉がどうだったのかということが、事後的に監督なりの対象になって議論になることはあり得るかと思いますが、先ほどのお話でありましたように、事業者や対象事案は様々ですので、仮差押えをするような事案も当然想定されている制度ですから、事前の交渉の義務付けといったことについては、なじまないのではないかと考えております。

升田座長 いろいろな分野の御意見あるいは御指摘をいただいたと思いますので、こちらで事務局の方から、ただいまの件につきまして説明をお願いいたします。

加納制度課長 今の両参考人の問題意識は、私も委員の御意見を伺っておりまして感じまして、事前の交渉過程を「不当な目的でみだりに」の考慮要因とすること自体は私も特段異論はなく、それが考慮されるのはあっていいとは思いますが、事前に交渉しなければならないようなガイドラインにまで踏み込むかどうかという点については慎重に考える必要があるのではないかという気がいたします。

制度上、ここはそこまで求める立て付けには必ずしもなっておりませんので、できるだけそういうことも踏まえつつ、根拠を把握した上で訴えを起こすとか、団体としてそれなりの根拠がないと訴えを起こせないのは当然でありますから、その根拠をしっかりと把握することの一つのツールとして、事前にしっかりやることも含めてということぐらいはあるかもしれないと思えますけれども、そこはどこまで踏み込むかということについては、事前の交渉について、もし委員で御意見がいただければ、参考にさせていただきたいと思えます。

それが特に私から申し上げたい点でございますけれども、あとの点につきましては、委員の御指摘を踏まえて検討を更に行ってまいります。まず、渡部先生がおっしゃった「不当な目的でみだりに」というところの考え方として、今回お示しをしております、資料1の1ページと、二つの要素を書いております。と はちょっとニュアンスが違うものとして私どもとしては書いているつもりでございます。はい、いわゆる典型的な図利加害目的というものを想定しております。ですから、主観がおかしいというものを典型的に念頭に置いております。

は、むしろ当該訴え自体が根拠薄弱であり、その根拠薄弱であることについて認識し、また認識し得たということでありまして、澤委員の御指摘ではありませんけれども、公益性が高い団体としては、本来期待されるべき活動をしていないまま安易に訴えを起こしているものを想定しているということでございます。

ですから、澤委員の問題意識に対して答えますと、やはり に踏み込んでい

ろがこの75条2項の特徴だと思います。

ここは、従前の裁判例では、どちらかというの要素を重視した事案が蓄積されてきたところだと思いますけれども、というところにも踏み込んで、団体としてそれなりにやるべきことをやっていないというときはやはりだめですということを出したものでございまして、あと主観と客観的な位置付けがどうか、相関的に考えるということではないかという御指摘もいただきましたので、そこは工夫をしてみたいと思います。

澤委員がおっしゃったところで、二点御指摘をいただきまして、一つは複数団体が重ねて訴えを提起するという場合はどうかという御指摘でございますが、検討はしてみたいと思いますけれども、印象としては、この制度はもともと複数団体がそれぞれ活動することを許容しておりまして、それは事案によって団体独自に証拠の収集でありますとか、そういったことをやって、事案について、例えば、法的構成も異なるということもあり得ると思いますし、そこは許容していることにしております。

例えば、先行団体がある事案について、不法行為だとか、不当利得だとか、そういった構成でやって、それと全くコピー・アンド・ペーストみたいな形で次の追随する団体がやってきたという場合は、ちょっといかがわしさは確かに感じるころはございますけれども、ただ、その場合であっても、例えば、後発する団体は独自の証拠を押さえているとか、それなりに何かがあるかもしれないとか、また、例えば、対消費者の関係でいいますと、複数団体それぞれが、いくなれば切磋琢磨して、お互いに充実した訴訟追行に及ぶことによって、充実したより高いレベルでの消費者の被害回復活動をやることも期待できるかと思しますので、重ねて訴えを提起することについて何か盛り込もうとすると、相当絞り込まないといけないかなという印象は持ちました。

二点目の消費者の意図を酌んでというところでございますけれども、これも究極的には被害の回復というところに尽きるのではないかと思われるところでありまして、それ以外に、例えば、やっつけてくれとかということ言われても、団体としては、やっつけるも何も、それは消費者の被害の回復を図ることに尽きておりますので、やはり結局は消費者被害の回復ではなく、別に図利加害とか何とかという目的でやっているような場合に、監督対象にしますというところにまた戻ってくるのではないかという印象を受けました。この辺はまた何かお考えのところがあれば、お聞かせいただくと、そこは参考にさせていただけるかなと思いました。

あと小浦委員や大河内委員が御指摘の「不当な目的のみだりに」という評価は、三木委員も同趣旨の御指摘だと思いますけれども、できるだけわかりやすい工夫はしてみたいと思いますけれども、どうしても抽象的な要素というのは、最終的にこのときはこうだと決め付けられればいいのですけれども、なかなか難しいところもございしますので、言い方としては、ちょっと最終的にどうなるかはやってみないとわからないところがありますけれども、いわゆる権利の濫用ということで考えているところをど

こまでブレイクダウンするかということでもありますので、できるだけ工夫はしてみたいと思いますけれども、やはりそういう部分が残ってくるかもしれないと思いました。以上でございます。

升田座長 先ほど御議論いただきましたうち、事前の交渉について、先ほど御発言があった方は数名おられますけれども、そのほかの方で何かございますか。川口委員、どうぞ。

川口委員 事前交渉の必要性については、意見の対立があったように聞こえましたけれども、必要なケースというのは、恐らく交渉の相手方が、悪質とまではいいませんが、交渉すると後の展開で具合が悪くなるということだと思いますので、このような相手方が悪質なケースというのは、ある程度具体的な例を挙げていけるのではないかとはいえます。

升田座長 そのほかの委員の方でいかがでしょうか。

もう一つ、先ほど仮差押えの話が出ましたが、仮差押えの場合は、先ほど引用しておられる最高裁の判決では、別の不法行為のルールというものがあまして、取り消しをされたり、あるいは敗訴判決で確定してしまえば、原則過失が推定されることになっているわけでありまして、相当注意をされないといけないということと、もう一つ、仮差押えをされる財産について、何を仮差押えするかによっても大分意味合いが違うのが法理論であり実情だと思いますから、そこを書く場合には、若干付加しないといけないように思います。

そのほかは、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 今、座長からも整理していただいた、事前の交渉あるいは事業者と消費者団体との間での事前のやりとりと仮差押えの関係なのですが、想定されている事業者が、仮差押えが必要な事業者と、我々が心配しているような、自主的な対応をとっている事業者の場合は、多分、対象が全く分かれているのではないかと考えております。自主的な対応をしているような事業者に対して仮差押えが必要となる事例というのは、恐らく普通のゴーイングコンサーンであれば、あまり想定されないのかなという気がしております。

もちろん、なかなか定義も難しいと思いますが、仮差押えをしないと本当に財産が散逸してしまうことが容易に想定されるような、いわゆる悪質業者に対しては、事前に連絡をしたことによってどこかに雲隠れされてしまうかもしれないという御心配はあるのかもしれません。しかし、少なくとも私ども経団連で議論している際に心配しているのは、そういう事業者のことではなくて、自分たちでゴーイングコンサーンとしてきちんと事業を続けていきたいと思っていて、消費者の方たちに誠実に対応するために自主的な対応を行っている事業者の場合です。そのような事業者に対し、訴訟を提起するだけの根拠があるかどうかということを確認する中に、事業者の自主的な救済あるいは損害填補の対応により恐らく訴訟の根拠がなくなるであろうことの確認

は、当然合理的に含まれると考えております。その点について、すべからく事前の協議、交渉、通知が必要ということを書くのが難しいことは理解するのですが、事前に事業者側に対して通知、協議、連絡をすることが、根拠の確認に当たって合理的に想定される場合というか、求められる場合というのは何らかあるのではないかと思いますので、そこはこれから十分議論をして明確にする努力をしていただけたらと思っております。

升田座長 そのほかの方はいかがでしょうか。今、お二人から手が挙がりそうになりましたので、まず、最初に大高委員、次に澤委員ということでお願いしたいと思います。

大高委員 ありがとうございます。今、和田委員からもありました、交渉経緯というのは不当な訴訟との関係でどういう位置付けになるのかという点なのですが、参考人の御意見、また加納課長の話聞いても思いましたけれども、基本的には、有力なとつけるかどうかは別にして、あくまで考慮要素の一つということになるのかなと思っております。

交渉経緯だけで何かが決まるというものではなくて、例えば、団体が保有している客観的な根拠の強弱であるとか、また、仮差押えとの関係で言えば、財産散逸のおそれであるとか、有力というべきかはわかりませんが、そういった、ほかにも多数考えられる考慮要素の一つとして、そういった交渉経緯というものが検討されるべきなのではないかと、議論を聞いていて、印象は持っております。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 ほぼ同じ意見なのですけれども、交渉が必ず必要かということ、仮差押えが必要な場合も理解します。今、大高委員がおっしゃっていたとおり、「交渉」が、十分な検討をしているかないかの考慮要素の一つという形になるのかなと思っております。

ただ、その中でも「交渉」というのは、やはり最も重視されるべき考慮要素かとは思いますが、その辺の軽重はあるのかなと思っております。以上です。

升田座長 事前の交渉、仮差押え、提訴といった辺りの問題につきましては、それぞれ御意見を伺ったと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、きょう、これで取りまとめということではありませぬので、これを参考にさせていただきまして、また案を作成することになりますので、その点は御了解いただきたいと思っております。

続きまして、資料1の「第2 特定適格消費者団体相互の連携・協力（法第75条第3項）」について、説明をお願いしたいと思います。

須藤課長補佐 資料1の5ページ以降に掲載しております、第2の部分について御説明申し上げます。

こちらは、特定適格消費者団体相互の連携・協力に関するものになっています。

消費者裁判手続特例法に基づくこの制度を円滑に運営していくに当たりましては、その制度の担い手である特定適格消費者団体が相互に連携・協力することが望ましいと考えられます。また、一つの特定適格消費者団体の行った訴訟の既判力は、全ての

特定適格消費者団体に及ぶということもありますので、適切な相互牽制を働かせる意味でも、相互の連携・協力というものは必要だと思えます。そこで、法第75条第3項では「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」という努力義務を規定しているわけですが、ここでは具体的にどのような場合に相互の連携・協力をするのが望ましいのかというところを、例を挙げてお示ししております。

具体的な中身ですが、5ページの四角で囲んだ中に、相互の連携・協力が望ましい場面を四つほど例示しております。～ は、主に一つの手続に複数の団体が関与する場合についての記載となっております、～ は一般的なものとなっております。

まず「二以上の特定適格消費者団体が、同一の相手方に対して、同一の社会的に事実に起因する消費者の財産的被害に関する共通義務確認の訴えを提起する場合の、対象債権及び対象消費者の範囲の設定等」と書いておりますけれども、ちょっと書き方がややこしいのですが、要するに、同じ事案について複数の団体が訴えの提起をする場合を想定しているものなわけですけれども、このような場合、請求権の内容も相手方も同じということになりますと、法第7条により必要的併合ということになりますので、共同で訴訟を進行することになるのです。ただ、例えば、6ページの脚注3に少し書いてありますけれども、一つの団体は不法行為に基づく損害賠償請求、もう一つの団体は不当利得返還請求という形で、法律構成を変えて請求権を異なるものにした場合は、法律上、必ず併合しなければならないかという、そうではないと考えられるわけですが、こういった場合に、A団体、B団体と二つの団体がそれぞれ別々に共通義務確認訴訟を進行して、結果として両方の団体がばらばらに勝訴したとなりますと、二段階目に進んだときに、消費者から見ると、どちらの団体に授權すればいいのかとか、あるいは両方の対象消費者に含まれる消費者の場合は、どちらの団体にも授權することができるのか、あるいはどちらかに絞らなければいけないのか、どちらか一つに絞らなければいけないのであればどちらが適切なのかとか、そういったところで混乱を招くことになりかねないと思っております。また、同じ事案で事実認定がばらばらにされることも望ましいことではないと思えますので、同じ事案について訴えを提起する場合には、団体相互で対象債権あるいは対象消費者の範囲の設定について連携・協力をした上で、対象消費者の利益のために共同して訴訟を進行することが望ましいのではないかという趣旨で、～ のところを記載しております。

次に、～ ですが、二段階目の手続に入りますと、対象消費者を募るための手続として、通知・公告というものがござえますけれども、これらは法律上一つの団体が行えばほかの団体はしなくてもよいことにもなっている関係で、その通知・公告をどの団体がどのような方法で行うのか、全ての団体が行うのかあるいは一部の団体だけしか行わないのかといった点についても、対象消費者の混乱を招かないように工夫

されるべきだと考えられます。また、対象消費者への通知の前提として、相手方に対して情報開示の要求をしたり、裁判所に対して情報開示命令の申立てをすることもあり得ると思いますが、こちらの方針につきましても、団体相互で連携・協力するのが望ましいかなと考えております。

次に、ですけれども、法第31条第2項によりまして、簡易手続開始の申立てを行った団体が複数ある場合でも、対象消費者はそのうちの一つの団体にしか授權をすることができないことになっております。もし複数の団体に授權をしても、その訴えは退けられることにもなりますので、重複した授權を回避する点でも、団体相互に連携・協力が必要かと考えています。といっても、例えば、団体同士でそれぞれ授權を受けた消費者の名簿を照合したりとか、そういったところを考えているわけではなくて、授權を受ける際に、他の団体に授權していないことを確認していただくといったことを考えております。

最後のにつきましても、本制度を円滑に効果的に運用していくために、常日ごろから適切な情報交換はされているのが望ましいだろうということを一般論として記載しているものです。第2に関する説明は、以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、第2につきましても、御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。この第2については、主に複数の団体が訴えの提起をするなり、いわゆる第二段階の申立てをしているというケースが念頭に置かれているかと思いますが、この資料に書かれている範囲内においては、大きな違和感としてはないところであります。

ただ、本制度においては、やはり特定適格消費者団体同士の連携や協力を促進することが、本制度の実効性を高める観点からも非常に重要であると思っておりますので、その点について確認も兼ねて一言申し上げておきたいと思っております。

主に二つの場面で問題になるのではないかと考えておまして、一つは、一つの団体で対応が可能な程度の規模の事案があって、これに対して複数の団体が事案に関心を持ったような場合、いろいろ考え方はあるところかとは思いますが、複数の団体が同時に取り組むことは基本的には望ましいことではないのかなと考えています。

先ほど加納課長からもありましたように、もちろん事案によっては複数の団体がそれぞれの立場でやるのが望ましい場合もありますので、あくまで基本的にという話でありますけれども、この制度においては、御承知のとおり、非常に厳格な認定制度のもと、提訴権を有することになる特定適格消費者団体の数は恐らく相当程度限定をされることになるだろうと思っております。

そうだとすると、限られたそういった特定適格消費者団体の人的や財政的なりソースというものを有効に活用して、より多くの事案で本制度の活用を促進するという観点から見た場合、しかるべき団体同士の連携や協力というものがなされるべきだろう

と思うからであります。

もう一つは、逆に対象消費者の数が、例えば、数万とか、数十万とか、そういった非常に規模の大きな事件を扱う場合、御承知のとおり、本制度の第二段階における特定適格消費者団体が担うことになる手続の負担は、もちろん、今後のこの検討会の議論にもよるわけですが、恐らく決して軽いものにはならないと思われま

す。そうだとすると、現在の特定適格消費者団体の方々の規模とか、団体数というものを前提にして考えた場合、やはりそれらの団体の人的、財政的リソースというものを適切に共有して活用していかなければ、結果としてどの団体も手が出せない、訴えを起こすことができないことになって、本来であれば、逆に優先的に対応しなければならない、大規模な消費者被害事件に本制度は活用されないおそれもあるのではないかと思います。これは、本来救済されるべき消費者にとっても非常に不幸な結果となりかねないこととなります。こういった観点からも、しかるべき団体同士の連携や協力というものがなされることが望ましいのではないかと考えております。

一方で、そもそも考えてみますと、本制度における特定適格消費者団体というのは、あくまで民間の独立した団体ではありますけれども、本日の検討会でも再三議論が出てきておりますように、消費者の利益の擁護であるとか、消費者被害の集団的な回復という、いわば公的な役割を担うべく、行政による厳格な認定、監督のもと、適切に行動することが、制度上、期待をされていることになっているかと思

います。例えば、対象消費者から取得する報酬額についても、今後、この検討会で議論されることではありますけれども、完全な自由放任ということではなく、消費者庁から一定のガイドラインが示されることになっております。

こういう一定の性格を持った団体であると、私は理解をしております。

もちろん、その基本的な性格というのは、独立した民間の団体でありますので、訴訟の追行に関しては、原則的にはその団体の自由な独自の判断に任せるべきであるかとは思いますが、その一方で、特定適格消費者団体は一定の公的な役割というものを果たすことが期待されているわけでありま

すので、各団体がその立場を自覚して一定の連携を行い、本制度の実効性が最も高まる形で本制度の訴権を担っていくことが当然に期待され、また求められるべきことではないかと考えております。

このような観点から、本資料の第2において、望ましい事項としつつ、団体同士の連携・協力に関して一定の指針を示そうとされている点については、評価できるのではないかと考えております。

今後、さらに事務局の方では詳細、具体的な検討をされるかと思

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 私も同様の意見でして、やはり同じ事業者で同じ事案でそれぞれ同時に提訴

されますと、消費者からしますと、どちらにしていったらいいのかとやはり混乱を招きかねないということを書き込まれておりますが、そうだと思います。

やはりそうなれば、連携・協力する方が望ましいのではないかと考えますし、また、企業側、事業者側にとりまして、迅速に対応できたり、経費的にも対応しやすいのではないかと、望ましいと思っております。

ただ、どのように連携していくのか、通知を知らしめるのかとかという対応のところなのですが、これをどのようにしていくのかを、このガイドラインでどこまで書き込めるのかどうか、今後、検討すべきかなと思っております。

升田座長 川口委員、どうぞ。

川口委員 同一の相手に対して同一の社会的事実ということですが、二つ以上の団体から同じような内容で訴訟が起こされて、これがメーカーの場合ですと、物が対象ですので比較的わかりやすいと思うのですが、サービス業などの場合ですと、違うような事件として扱われていっている。

ただ、その会社にお金を払ったユーザーさんは、お金を一回しか払っていないわけですから、債権としては、御本人から見たら一つなわけです。

そうすると、たまたま二つの訴訟がどちらも勝訴になった場合に、そのユーザーさんがどちらに授權するかというのは、全く御本人の判断に任されるのかなと、その辺がちょっとイメージしにくいので、その辺のところイメージできていればお教えいただきたいのと、もう一つ、一人のユーザーさんがたまたま二つの団体に授權できる可能性があった場合に、御本人の申し出によると、今、伺ったのですけれども、これは二重授權して二回いただくことに対する歯止めとしては、ちょっと甘いのではないかと、何らかの方法が必要ではないかと思えます。以上です。

升田座長 そのほかはいかがでございましょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 団体が協力して進めるという点は大いに賛成しております。特にこの中では、適切な日ごろからの情報共有というものがすごく大事なのではないかと考えております。

この間、検討会でヒアリングをさせていただいたときに、どこかの団体が、団体が事業者に出したときに、その事業者が、何で俺のところこんなことになるのかと、ほかの事業者も同じようなことをやっているのに、何で俺だけが訴えられるのかという反応を示されるといったことが紹介されました。そういった場合には、やはり同じようなことをやっている事業者に対しても、こういった訴えというのは、適切な訴えであればやっていくべきではないかと思うわけです。

そうすると、やはり日ごろからこういった情報共有をした上で、同じようなことをやっているところがいたら、ちゃんとやるということはぜひ確保していただきたい。

この間ヒアリングさせていただいたときも、正直、あまり今の時点で具体的な日常

的な情報共有が行われているという認識は受けなかったです。

ですので、これをもうちょっとやっていただくとか、これはちょっと行き過ぎかもしれないけれども、議事録とか、そういうものを共有するとか、そういうところはある得ると思いました。以上です。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 ありがとうございます。この部分で挙げていただいている、望ましい事項で

～ を挙げていただいているのですけれども、このうちの特に については、対象債権の内容や、その範囲の設定が団体によって異なることによって、やはり対象消費者が非常に混乱をすることもございますし、もちろん事業者側としても複数の異なる内容の訴訟を同時並行的に対応することで非常に負担も大きいのです。制度としては、複数のこういう訴訟が並列することは許容されているという御説明でございましたが、できるだけそういう事態は避けていただくのが望ましいと考えております。

その観点からすると、75条第3項の規定は「協力するように努めなければならない」となっている一方、指針として考えられる文章では「協力することが望ましい」となっております。この指針の表現について、「努めなければならない」という、非常に強く推奨される内容、すなわち、何々すべきであるというように、もう一段、努力の度合いを強めるような語尾にさせていただけると、より強く協力・連携の推進力になるのではないかと考えております。以上です。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。これは、参考人の方にぜひお伺いしたい事項だと思いますけれども、いかがでしょうか。磯辺参考人、どうぞ。

磯辺参考人 私も、特定適格消費者団体相互の連携・協力というのは非常に重要な論点だと思います。

やはり消費者被害の救済をできるだけ図ることがこの制度の趣旨、目的ですので、できれば一つの団体で賄えるものであれば、そこが責任を持ってやって、ほかの団体はほかの事案をきちんと把握してやるとかという分担、協力ということができた方が望ましいだろうと思えますし、事前に訴訟物が違うということでそれぞれ提訴を考えているのであれば、提訴後もしくは提訴時に協議を十分にしておいて事態に臨むことは、消費者に対しても混乱を招かないということは考慮されてしかるべく、私どもも努力すべきであろうと思えます。

現在の適格消費者団体であれば、そういったお互いの信頼関係を含めて日常の連携といったことについては一定程度とれていると思っております。現状、年に二回、適格消費者団体の連絡協議会というものがございまして、そこでどのような差止事案を、現在、行っているかということ进行交流する場がございまして、消費者契約法23条4項の掲示板がございまして、裁判外の差止請求を行った事案について、適宜その掲示板にアップをして、お互いがどういう活動をしているかをわかるようにしておる。

そういう意味では、同じ事項で同じ事業者に対して重ねて申し出をすることはない

という工夫も図られているということですので、そういった現在の実情を踏まえながら、適切な協力、連携ができることを工夫することが必要かと思えます。

升田座長 伊藤参考人はいかがですか。

伊藤参考人 今、磯辺さんがおっしゃったとおりで尽くされているかと思っております。以上です。

升田座長 ほかに委員の方で特にございませんでしたら、事務局の方からお願いいたします。

加納制度課長 まず、川口委員がおっしゃった、複数団体があってそれぞれが勝訴して、消費者からするとちょっとわかりにくいのではないかと、例えば、消費者が授權を複数団体にして、二重取りのようなことが起きないかという御指摘であったかと思えますけれども、まず、その点について触れますと、まず、この制度は複数団体に、共通義務確認訴訟と呼んでおりますけれども、提訴資格を認めることは制度としては許容しておりますが、他方で、特に同一事案について矛盾した結論が出るのは好ましくないと考えておまして、両者の調整をどう図るかということで、まず、一つの団体がやった事案についての判決の効力が他の団体にも及びますという形にして、かつ、同じ事案については、併合という言い方をしますけれども、できるだけ同じ手続でやるように持っていくことで、できるだけそういった矛盾した判決が出ることがないような工夫をしております。

その関係で、今回、75条3項という形で出てきたのですが、相互の連携・協力というものに努めなければならないという形で努力義務ではありますけれども、あえて規定をしているところでございます。

もう一点、二重の授權につきましては、この制度では、それは基本的にないというか、制度的に一団体一授權主義といえますか、ある消費者は一つの団体にしか授權はできませんとしております。

条文で申し上げますと31条というところで、もしお手元に規定があれば、また御覧いただければと思えますけれども、31条1項というところで、団体が二段階目の手続というところで消費者から授權を受けて届出をすることを規定しておりますが、その2項のところで、その消費者は団体は複数団体であるのだったら、その団体のうちの一つの団体に限って授權することができるとしておまして、授權は一つしかできませんという規律にしております。

そうでないと、例えば、二重で判決とかとなると、これは非常に望ましくない事態が生じますので、それはできないようにしているところでございます。

まず、それが前提でございますけれども、あと、その連携・協力をどのように促進するか。複数団体に訴権を認めることによって、全体として消費者の被害の救済を図っていくという考え方、これは今の差止めの適格消費者団体の制度もそうであります、これも複数団体に差止請求権を付与して、それぞれが独自に活動して、独自に

差止請求権を行使して、消費者利益の擁護を全体的に図っていこうということで、それぞれの団体が切磋琢磨してやっていくことを想定してはおりますが、他方で、最終的に消費者が得る利益は一つでありまして、この事案でこういう事業者から不当な行為があって、被害を被ったのだから、その被害を回復したいという場合には、最終的には一つの利益が回復されることになるようにしなければいけない。

そういう観点から、手続としましても、できるだけ一つの事案に集めるとか、授權も一つでなければならぬとかという工夫をしているところですが、それに加えて、さらに団体としても情報共有も含めて相互に連携するとしているところがございます。

まず、細かいところですが、和田委員が御指摘になった「望ましい」という書き方が望ましいかどうかという点については、検討させていただきたいと思います。

実は、これは現在の消費者契約法のガイドラインが「望ましい」と書いてしまっているものですから、それがよくなかったのかもしれないのですが、まず、法文は「努めなければならない」と書いていますので、せめて「努めなければならない」と書くとか、もう一步踏み込んで「すべきである」というのが、法律上の義務付けになってしまわないかというところはちょっと考える必要があるかと思いますが、できるだけ連携するのが望ましいということで私どもは考えておりますし、きょうの委員の皆様方の御意見も大勢で特に御異論はなかったようにお聞きしましたので、書き方はまた工夫はしていきたいと思います。

それ以外のところにつきまして、大高委員が御指摘の、特に大規模事件における連携・協力をどうするかというのは検討しなければならないかなと思いますが、他方で、あえて申し上げますと、5ページの「意義」というところにも書いておりますが、独禁法の関係というものもちょっとございまして、ここは手続の効率化とは別途の観点で考慮する必要があるところだと思っておりまして、またここも整理をしていきたいと思いますが、そういう別の切り口もあります。

ですから、手続として効率化あるいは最終的な回復すべき利益は一つという側面と、こういう独禁法、競争法の観点というものも実はありまして、消費者との関係では、特定適格消費者団体も事業者となってしまいますから、その適切な競争を確保する観点も必要だと思っております。

升田座長 私があればこれ申し上げることもないのですが、先ほどの同じ社会的事実で訴訟物の立て方で云々という話がありましたけれども、多くの事件では、原告になれる訴訟代理人の考え方と裁判官の考え方が余り違うというのはないのですけれども、相当の割合では、個々の裁判官ごとに違う判断をする可能性は残っているというのと、なぜかといいますと、やはり要件の立証の具合とか、損害賠償であれば、損害賠償額の認容額の判断などで違いがまま出ることがありまして、必ずしもみんなが同じように訴訟を起こせば同じような答えが返ってくるというものが実務ではない気はしますので、そこら辺がどうなのかという問題はあるかと思っております。そのほかにい

かがでしょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 今、加納課長がおっしゃっていた点で確認なのですが、例えば、不当利得と不法行為で訴訟があった場合に、これは必要的併合をされないことになりますね。そうすると、論理上は、併合されないで両方が勝ったとすると、消費者が両方に授權してしまうことはあり得るという理解でよろしいですか。

加納制度課長 そこはそういうふうにはなるのですが、ただ、それでそのまま判決まで至ってしまっているのかというのはありまして、最終的に授權をする際にどちらかだけにして、それで判決としては一つだけにするとか、その辺の工夫は要るのかなという気はいたします。

升田座長 どうぞ。

澤委員 そうした前提ですと、例えば、この情報共有や連携・協力をするということだけではなくて、その訴訟物が同じ社会的事実、に基づく場合には、消費者団体の中で訴訟物を同じものにするように調整しなさいということ盛り込むとか、そういったことも考えてもいいのかなと思いました。

升田座長 さらに混乱させるつもりは全くないのですが、幾ら統一的にそれであっても、裁判所が違えば違う可能性はあると思います。

澤委員 その場合は、同じ訴訟物にすれば、必要的な併合になるという理解だったのですけれども、それも違うということですか。

加納制度課長 まず、併合については事件の同一性がなければいけませんから、それが不当利得と不法行為だと、要は共通義務についても訴訟物がそもそも違うとなりますので、その場合には、この制度の併合規定にはかかりませんとはなります。

ただ、裁量の併合は当然あります。普通は、裁量併合されることが実務は多いのではないかと思います。ここまではいえると思います。

多分、澤委員がおっしゃったのは、法律構成統一化みたいなお話があったと思うのですが、それが5ページのきょうの提案はまさにそうです。

5ページの で、同一の社会的事実、つまり、例えば、不当勧誘でも何でもいいのですけれども、あった場合に、ある人は不法行為で、ある人は不当利得だと、これは構成の仕方としてあるのですが、その構成の仕方については、対象債権の設定等と書いていますけれども、相互に連携を図りながら同じようにやっていくのが望ましいというので、まさに澤委員がおっしゃった問題意識をここに書いていますということであります。

升田座長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。これも先ほどの第1と同じで、ここで最終的にまとめるということはありませんので、問題の状況をもうちょっと具体化していただいて、それぞれまた案をめぐらせていただければと思いますが、そのほかに事務局の方で何か説明しておきたいことはございますか。よろしいでしょうか。

加納制度課長 はい。

升田座長 それでは、きょう予定しておりました、第1及び第2については、それぞれ御質問、御意見、それから事務局の方の現時点における説明は終わりますけれども、最後になりますが、きょう何かおっしゃりたいことがありましたら承ります。大高委員、どうぞ。

大高委員 発言しようか迷っているところはあるのですが、先ほど加納課長から独禁法の関係の指摘がありましたので、ちょっと発言する気はなかったのですが、一言申し上げておきたいと思います。

客観的にそういう議論があり得ることは私も弁護士として理解はしておりますけれども、いろいろ問題があることは理解しておりますが、適切な連携の在り方を検討いただくように、重ねてお願いをしておきたいと思います。

升田座長 これはいかがでしょうか。検討は、事前からしておられる事項なので、記載されているということだと思いますが、そのほかはよろしゅうございますでしょうか。

では、きょう予定しておりました検討はこの程度で終了させていただきたいと思いますが、最後に、消費者庁から何か御説明等ございましたら、お願いいたします。

加納制度課長 本日も非常に精力的に御議論いただいて、どうもありがとうございました。御指摘を踏まえて、また更にブラッシュアップをしていきたいと思います。

次回の検討会でございますけれども、来月8月6日水曜日の14時から16時までということで予定をしております。

議題は、特定適格消費者団体の認定要件についてということでございます。会場等の詳細は、決まりましたら御連絡させていただきたいと思います。私からは、以上でございます。

升田座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。第4回の検討会も、引き続きひとつよろしくお願いいたします。

以上